

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1.	<p>別紙1、別紙2及び別紙5について、表以外の部分中「記載」の下に「。以下同じ。」を加えないと、それに続く「その標記部分が異なるものは」の部分のつじつまが合わないのではないか。</p> <p>また、「その標記部分が異なるものは」という条件付けは、標記部分が同じ対象規定と異なる対象規定が混在する場合に生きてくるものであり、はじめから標記部分が異なる対象規定しかない場合にはかかる条件付けは不要ではないか。</p> <p>別紙3について、横書きの様式に規定を加えるのに二重下線を付している。一方で、表以外の部分では「二重傍線」としているが、法務省令や総務省令のように「二重傍線（二重下線を含む。）」等とすべきではないか。</p>	<p>御意見を踏まえ、「その標記部分が異なるものは」という条件付けが不要な部分を削除いたします。その他の部分については、当庁の改正方式に従って規定しているものであり、これを維持することといたします。</p>
2.	<p>改正での追加内容について、特段に反対は無く賛成の意見であるが、報告書については事務所又は公認会計士の印章があった方が良いと思われた（公正性の保護のために印章はあった方が良い）。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>